

○経済産業省告示第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第七条第五項第五号口の規定に基づき、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度を次のように定め、同法の施行の日（令和六年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第七条第五項第五号口の規定に基づく低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第七条第五項第五号口に規定する低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度は令和十二年度とする。